

(別添様式1)

年 月 日

旅館業からの暴力団排除の推進に係る同意書

(あて先) 甲府市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

旅館業の許可の判断にあたり、暴力団排除条項（旅館業法第3条第2項第5号から第8号）の該当性の有無の確認について、山梨県警察本部に照会する必要があるため、以下に記載する役員に関する情報を提供することについて同意します。

氏 名	氏名のカナ	生年月日 (和暦)	性別	住 所 (市区町村まで)	役職名 (法人のみ)

※ 不足する場合は、コピーして記載願います。

※ 任意の様式も可とします。

(参考)

○ 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）（抄）

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者